

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、奈井江町内における地震災害の防災対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成されている「奈井江町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、奈井江町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「奈井江町地域防災計画（本編）」による。

## 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

## 第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を加えるものとする。

### 第1 実施責任者

#### 1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

「防災計画本編第1章第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3 住民及び民間事業者の基本的責務等

「防災計画本編第1章第6節住民及び事業者の基本的責務」を準用するほか、次のとおり実施する。

#### 1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や自治会における要配慮者への支援
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・道・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先との供給網の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定

- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画の策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先との供給網の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。)(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、防災協力員をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

## 第5節 奈井江町の地勢及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、要配慮者の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

なお、本町の地勢については、「防災計画本編第1章第7節町の地勢」を準用する。

### 第1 要配慮者の増加

本町の人口のおよそ4割は高齢者であり、こうした高齢者のほか、障がい者等の要配慮者の増加する中で、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みも重要となっている。

### 第2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠なものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となることが想定される。

### 第3 情報化の進展

最近の情報通信技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中核管理機能を都市部へ集積し、ひとたびその機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

### 第4 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯が増加しており、それに伴い、住民同士の地域的連帯感が希薄化している。

こうした中で、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や地域での助け合いなど、住民の連帯意識の必要性が再認識されてきている。

## 第6節 町及びその周辺における地震の発生状況

## 第1 町及び周辺における地震被害

これまでに、奈井江町で被害が記録されている地震はないが、2018年（平成30年）の「平成30年北海道胆振東部地震」などで震度4を観測している。

## 奈井江町及び周辺の主な地震歴

地震発生日時	震度	震源地（M：マグニチュード）
2003.09.26 04：50	震度4	M：8.0 十勝沖
2003.09.26 06：08	震度4	M：7.1 十勝沖
2004.12.06 23：15	震度3	M：6.9 釧路沖
2008.09.11 09：20	震度3	M：7.1 十勝沖
2011.03.11 14：46	震度3	M：9.0 三陸沖
2011.03.11 15：08	震度3	M：7.4 岩手県沖
2013.02.02 23：17	震度3	M：6.5 十勝地方南部
2016.01.14 12：25	震度3	M：6.7 浦河沖
2018.09.06 03：07	震度4	M：6.7 胆振地方中東部

資料：気象庁（震度観測点：奈井江町奈井江 2003.09～2018.09、まで震度3以上、かつマグニチュード6以上の地震）

（参考）日本海側地域の地震発生状況

北海道の日本海側の地域では、1993年（平成5年）の「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」をはじめ、マグニチュード7以上の規模の大きな地震が発生している。

また、「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道では他地域に比べ明治以前の地震の資料が極めて少ないため、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに特に留意する必要がある」と指摘されていることから、大規模地震の発生に備えた事前の地震対策が求められており、本町においては、これらの地震に備えた対応が求められる。

(北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)～P16より抜粋)

表 1-5-1 過去に発生した各地域の主な被害地震

地域	発生年月日 地震災害名	震源	規模 (M)	最大震度 ( )現地調査等による	被害状況
太平洋沿岸	平成17年1月18日 (2005) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 53' E 145° 00' H 50	6.4	5強 厚岸 5弱 別海	負傷者1
	平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	三陸沖 N 38° 06' E 142° 52' H 24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樹、南幌、帯広、長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、上ノ国、岩見沢、千歳、様似、厚真 他	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1 負傷者3 住家半壊4 一部損壊7
	平成28年6月16日 (2016) (内浦湾の地震)	内浦湾 N 41° 57' E 140° 59' H 11	5.3	6弱 函館 4 七飯、鹿部	負傷者1 住家一部損壊3
日本海側	平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、 行方不明28、 負傷者323 住家全壊601、 半壊408
内陸	平成7年5月23日 (1995) (空知地方中部の地震)	空知地方中部 N 43° 39' E 141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4 住家一部損壊59
	平成16年12月14日 (2004) (留萌地方南部の地震)	留萌地方南部 N 44° 05' E 141° 42' H 9	6.1	5強 苫前 5弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者8 住家一部損壊165
	平成30年9月6日 (2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N 42° 41' E 142° 0' H 37	6.7	7 厚真 6強 安平、むかわ	石狩、胆振地方を中心に被害 死者43(うち、市町村において災害弔慰金の支給が認められたもの2) 負傷者782 住家全壊469 半壊1,660 一部損壊13,849 (H31.3,31現在)

## 第7節 町における地震の想定

## 第1 基本的な考え方

奈井江町耐震改修促進計画に基づき、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の13の海溝型地震(※1)と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯(※2)を道内で想定される地震としている。

これらの中で町に起こりうる可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」、「沼田－砂川付近の断層帯による地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※3)を想定し、地震被害を予測する。

## 想定される地震の規模及び震度

想定される地震	地震の規模等	町内最大震度
①十勝沖の地震	北海道地域防災計画及び中央防災会議の想定地震 海溝型、マグニチュード8.0～8.6程度	6弱
②石狩低地東縁断層帯主部による地震	地震調査研究推進本部の想定地震 内陸型、マグニチュード7.9程度	6弱
③増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯による地震	地震調査研究推進本部の想定地震 内陸型、 増毛山地東縁断層帯のマグニチュード7.8程度 沼田－砂川付近の断層帯のマグニチュード7.5程度	6強
④全国どこでも起こりうる直下の地震	中央防災会議の想定地震 直下型、マグニチュード6.9	6強

## (※1) 13の海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている13の地震(三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖、500年間隔地震、北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖、釧路直下、厚岸直下、日高西部)を想定している。

## (※2) 11の断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として9つの断層帯(標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、沼田－砂川付近断層帯、当別断層帯、石狩低地東縁主部断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯、サロベツ断層帯、)を想定している。

## (※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

## 各地震による被害想定

【対象建築物：3,926棟、総人口：5,407人】

(単位：棟、人)

想定地震	最大震度	建物被害		人的被害	
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数
① 十勝沖の地震	6弱	1未満	9	1未満	1
		0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
② 石狩低地東緑断層帯主部による地震	6弱	16	100	1未満	17
		0.4%	2.5%	0.0%	0.3%
③ 増毛山地東緑断層帯・沼田－砂川付近の断層帯による地震	6強	31	149	1未満	26
		0.8%	3.8%	0.0%	0.5%
④ 全国どこでも起こりうる直下の地震	6強	688	1,082	7	123
		17.5%	27.8%	0.1%	2.3%

資料：町耐震改修促進計画（平成23年3月）

北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会（平成30年2月）